

薬局揭示事項

●調剤管理料

患者さんやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さん一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

●服薬管理指導料

患者さんやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さん一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

●調剤基本料

当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

●地域支援・医薬品供給対応体制加算

地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 に適合する薬局です。

・後発医薬品の調剤割合：

後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が 85%以上。

・地域における医薬品の安定供給体制：

計画的な調達・在庫管理を行い、他の薬局への医薬品分譲実績（伝票等を 2 年間保存）があります。医薬品入手困難時には他薬局紹介や処方変更の照会等で適切に対応しています。重要供給確保医薬品は 1 ヶ月程度の備蓄に努め、単品単価交渉を原則実施しています。また、卸への頻回・急配依存や不適切な返品を慎み、地域の医療機関・薬局等と情報共有・事前取り決めを行っています。

●連携強化加算

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- (2) 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施
- (3) 個人防護具を備蓄
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している
- (5) 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年 1 回以上実施

- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること
- (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

●電子的調剤情報連携体制整備加算

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・レセプト電子請求：
レセプトの請求を電子情報処理組織（電子請求）で行っています。
- ・オンライン資格確認：
電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- ・診療情報の活用：
オンライン資格確認で取得した診療情報・薬剤情報を閲覧・活用して調剤できる体制を整えています。
- ・電子処方箋への対応：
電子処方箋を受け付け・調剤できる体制を整備し、紙処方箋を含む全ての調剤結果を電子処方箋管理サービスへ速やかに登録しています。また、重複投薬等チェック機能を活用し、薬学的に不適切な組み合わせがないか確認しています。
- ・電磁的方法による記録管理：
調剤録および薬剤服用歴を電磁的方法で管理する体制を整えています。
- ・診療情報の電子的共有：
電子カルテ情報共有サービス等を導入し、診療情報を電子的に共有・活用できる体制を整えています。
- ・マイナ保険証利用率：
算定月の3月前におけるレセプト件数ベースのマイナ保険証利用率が30%以上となっています。
- ・薬局内掲示：
医療DX推進への取り組みとして、オンライン資格確認による情報活用、マイナンバーカードの健康保険証利用促進、電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスの活用について、薬局内の見やすい場所に掲示しています。
- ・ウェブサイトへの掲載：
薬局内の掲示内容を、当薬局のウェブサイトにも掲載しています。
- ・マイナポータルを活用した健康相談：
マイナポータルの医療情報等をもとに、患者様からの健康管理に関するご相談に応じる体制を整えています。
- ・サイバーセキュリティ対策：
厚生労働省のガイドラインや「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」を活用し、サイバー攻撃を含むセキュリティ全般について適切な対策を講じています。

●医療情報取得加算

薬局では、オンライン資格確認システムを導入しております。患者さんにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を同システムを通じて確認・活用

し、適切な調剤を行っております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。

●在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局は、患者さんのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出を行っております。

●明細書発行に関する掲示

当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さんへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。ご家族など代理の方が会計される場合も、同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください。

●療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い

- ・必要に応じて薬剤の容器代をいただくことがございます。
- ・在宅医療に係る交通費をいただくことがございます。
- ・患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。

●調剤ベースアップ評価料について

当薬局では、以下に掲げる施設基準を満たし、該当の評価料を算定いたします。

- ・調剤基本料の届出を行っている保険薬局であること
- ・対象職員が勤務していること
- ・対象職員の賃金改善を実施するための体制が整備されていること

当薬局では、職員の賃金改善に取り組み、より質の高い調剤サービスを提供できる環境づくりに努めています。

●調剤物価対応料について

処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り所定点数を算定いたします。

●長期収載品の調剤について

長期収載品（後発医薬品がある先発品）の調剤において、制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。